



9つの商店街振興組合が合同開催 初企画！たかやまーけっと トクトクWチャンスくじキャンペーン

◆主催：高山市商店街振興組合連合会

12月15日から1月5日の3週間に亘って、高山市商店街振興組合連合会(傘下の9商店街振興組合)で「たかやまーけっと トクトクWチャンスくじキャンペーン(以下、「Wチャンスくじ」)」が開催されました。

「たかやまーけっと」とは、高山市商店街振興組合連合会(以下、「高山市商連」)が運営する、商店街の最新イベント、お得なグルメ情報、おすすめスポットなどの高山市の魅力的な情報を集めて、発信しているウェブサイトのリニューアル時に決められた、高山市商連の愛称です。この親しみのある愛称を広く知ってもらいたいという思いから、今回のキャンペーン名に「たかやまーけっと」の冠がつけられました。

Wチャンスくじは、高山市の商店街で買い物をすると、「スクラッチくじ」で商店街の店舗で使える共通商品券500円分、さらに買い物時にもらえる「応募券」により、抽選で1万円または3万円の共通商品券が当たる企画です。

■ 地域の人たちに目を向けた取り組み

高山市の商店街は、かつては地域の人たちが利用するための、日用品を取り扱う店舗が多くありましたが、観光客の増加にともない、観光客向けの業態へと転換を図った店も多く存在しています。そのため各商店街では、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が減少した影

響を直接的に受けた店舗が多くあったそうです。このような中、Wチャンスくじは、「商店街の原点に立ち返り、地域に目を向けて、地元の人たちに喜んでもらえる取り組みをしたい」という思いで「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金」を活用し、企画されました。



▲店先に掲示されたWチャンスくじのポスター

■ お客様の目線に立った企画

これまでは各商店街振興組合が、それぞれの特色を生かした企画を、商店街振興組合ごとで開催してきました。しかし、商店街同士が隣接しているため、お客様から「それぞれの商店街がどこからどこまでかを把握していないので、どこの店でなら企画に参加できるのか、迷うことがある」という声があったそうです。そこで、

「商店街の境目を気にすることなく、お客様に気軽に楽しんでもらいたい」という思いから、Wチャンスくじは全商店街振興組合で合同開催され、9つの商店街振興組合から参加した店舗数は219店にも及びました。Wチャンスくじは高山市商連の初めての試みだったようで、始まる前は、スムーズにできるか不安があったようですが、開催してみると、お客様の反応がとても良く、お客様・参加店の双方に満足してもらえたとのことでした。



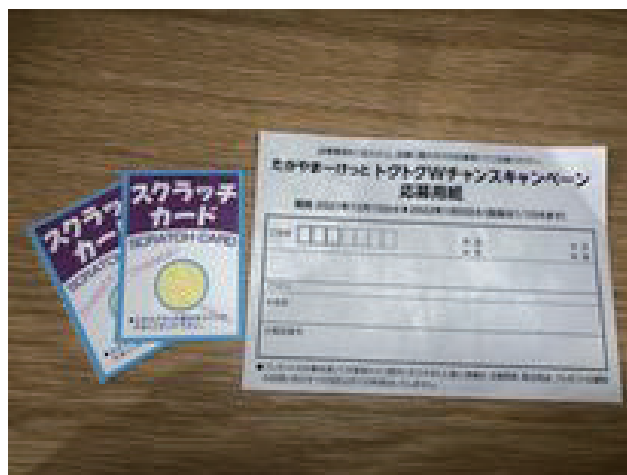
▲店頭でWチャンスくじの案内をする様子

■ その場で当たる楽しさが好評

本町二丁目で土産物店を営む、有限会社大賀の代表取締役・大萱真紀人さんは、「商店街全体で取り組む企画は久しぶりのことで、不安はありましたが、お客様がスクラッチくじを楽しんでいらっしゃる様子を見て、取り組んでよかったと思いました。当選したお客様は、共通商品券を使って商店街で再び買い物をしてくださいませ。そのため、商店街での経済的な効果もあったと思います」とお話をくださいました。

■「共通商品券」の加盟店を増やす効果

お客様から「Wチャンスくじはいつから始まるのですか？」と開催を待ちわびる声や、「ス



▲スクラッチくじと応募用紙

クラッチくじはその場で当たるから楽しいですね」「応募券の抽選結果の発表はいつですか」などの声が聞かれ、お客様の反応は好評だったそうです。また今回の企画により、当選者に配られる「共通商品券」の加盟店が10店舗以上増えたそうです。商店街で買い物をするお客様を増やす効果とともに、「共通商品券」の加盟店を増やすことができ、今後の商店街の発展につながる企画となりました。

■ 努力あってこそその成功

当企画を主催した高山市商連では、毎月1回、9つの商店街振興組合の理事長が集まる理事会が開かれ、イベントの企画や、意見交換が行われます。Wチャンスくじは、理事会で何度も意見交換が行われ、1年近くかけて構想を練って決まった企画です。高山市商連の事務局を担当する荒井篤子さんは、「各商店街振興組合の理事の方をはじめ、商店街の皆様は、とても積極的に活動してくださいませ。今回のWチャンスくじが成功を収めたのは、商店街の皆様の日頃の努力があってこそだと思います」とお話しくださいました。



柳ヶ瀬まちづくり会社の新たな挑戦

◆合同会社柳ヶ瀬まちづくり会社

合同会社柳ヶ瀬まちづくり会社は、2013年の設立以来、柳ヶ瀬商店街をより発展させようと、イベントの企画や、補助金の申請支援に取り組んでいます。事業を営む中で、柳ヶ瀬商店街では、廃業や空き店舗の増加が続くとともに、2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で商店街を訪れる人たちが、大きく減少しました。

このような状況を受けて、商店街の発展に寄与しようと、新たな取り組みを始めています。

■ 商店街公式アカウント開設

そのひとつが、「柳ヶ瀬商店街LINE公式アカウント」の開設です。これまで柳ヶ瀬商店街で、チラシ等の紙媒体中心で実施されてきたイベントの告知や各店舗の特売情報を、アカウント登録した個人に、手軽にオンラインメッセージで届けられるようにするための取り組みです。このように、商店街として公式LINEアカウントを開設する事例は珍しいと言います。開設後1年間で2万人の登録者数を目指しており、実現により、発信力や集客力の強化が期待されます。

■ 空きビルの再開発を視野に入れた挑戦

経済産業省の「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業—外部人材活用・地域人材育成事業—」は、全国で選ばれた27の商店街等に、まちづくりの知見を有する専門家が派遣され、専門家の助言を受けながら、それぞれの商店街独自の課題を解決する取り組みです。採択事業者となった柳ヶ瀬まちづくり会社では、1月18日(火)・19日(水)に国から派遣された専門家との現地視察や、ワークショップが開催されました。



▲専門家とのワークショップの光景

派遣された中には、他地域のまちづくり会社を運営する専門家もいたことから、各地の商店街の変化について、意見交換する機会にもなったようです。柳ヶ瀬まちづくり会社の代表である平田英樹さんは、「柳ヶ瀬商店街の周辺には、マンションが増えつつあり、商店街に求められる機能が、『商店の集積』から『生活を支える街』へと変わりつつあると感じていますが、他の地域でも同じような状況が見られるようです。近隣の人たちが、柳ヶ瀬商店街が近くにあるから暮らしやすいと言ってもらえるような、生活する人たちに寄り添ったまちづくりをしていきたい



▲空きビルの前に立つ平田代表

いです」とお話しくださいました。

なお、当事業は来年度も継続し、その中ではスタープレイス柳ヶ瀬商店街（西柳ヶ瀬）の空きビルを活用した、再開発に向けた検討も進められる予定です。この取り組みと並行して、起業家を育成するチャレンジショップ機能の創設や、経営相談窓口の開設なども検討していくそうです。平田代表は、「大きな挑戦ですが、柳ヶ瀬が全国から起業家が集まる場所になってほしいという願いを持っています。この事業を通して、つながりができた専門家の方々と、今後も意見交換をしながら、事業の骨格を固めていきたいです」とおっしゃっていました。コロナ禍でも将来を見据えて、次の一手を着実に進める柳ヶ瀬まちづくり会社の取り組みで、柳ヶ瀬

が買い物に訪れる人たち、そこで働く人たち双方にとって、魅力的な場所になっていくことが想像でき、とても楽しみになりました。



▲再開発の検討を進める予定の西柳ヶ瀬の空きビル

お客様に寄り添った対応で選ばれる店 たちばなや（中央商店街振興組合）

土岐市の中央商店街にある「たちばなや」は、家具の販売や、介護用品の販売・レンタルサービスを行うお店です。昭和27年に家具店として創業し、現在は3代目である代表取締役の田中隆之さんにより営まれています。創業より70年近くに亘り、取り扱い商品のラインナップを変えながら、地域の人たちに愛される家具店として、事業を継続してきました。

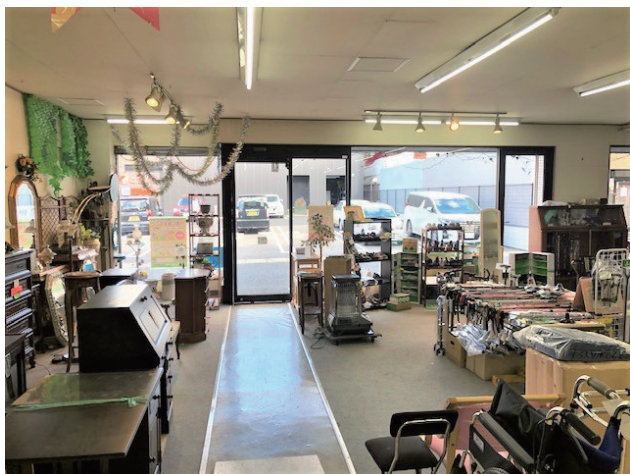
たちばなやは時代の変化に合わせて事業を継続する中で、ベッドなどの介護用の家具を取り扱っていたことをきっかけに、徐々に介護用品の取り扱いを増やし、5～6年前から、本格的に介護用品の販売やレンタル、取り付けサービスを行うようになりました。介護用品の設置や、設置後の確認などで、お客様の家に入ることが多いため、お客様との信頼関係を大事にしているらしく、顧客の多くがリピーターや、口コミにより来店された方だそうです。



▲たちばなやの店先

また、スタッフ全員が福祉用具専門相談員の資格を取得し、介護の知識を持って接客をしています。店頭で接客を担当される田中光代さんは、「お客様は、介護の経験がない方がほとんどで、介護に不安を抱える方も多くいらっしゃいます。取り扱いの商品やサービスの提案だけではなく、介護に関して様々な相談に乗りながら、お客様の困りごとをくみ取り、介護

全般のトータルアドバイスができるよう心がけています」とお話しくささいました。



▲たちばなやの店内の様子

たちばなやは、お客様に寄り添った事業展開

◆ 事業復活支援金について

事業復活支援金の概要

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。以下のポイント1、2を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

【ポイント1】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象となり得る。

【ポイント2】

2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額＝基準期間の売上高－対象月の売上高 × 5

【基準期間】

「2018年11月～2019年3月」、「2019

で、地域住民の方々と信頼関係を築き、選ばれる店となっています。また、今後の活動として、若い年齢層の方々が、インターネットやSNSを用いて情報収集をすることが多いことから、介護用品の使い方など、取り扱い商品の細かな内容を説明した動画や画像を、インターネット上で発信する取り組みも考えているそうです。これからも、たちばなやは地域のお客様に寄り添いながら、時代の変化に柔軟に対応して、事業を展開されていくのだろうと思いました。

住所：土岐市泉町久尻44-19

TEL：0572-55-3724

営業時間：10:00～18:00

定休日：水曜日

【取材・記事 中小企業診断士 中畑久美子】

年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

【対象月】

2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

【給付上限額】

<売上高減少率 ▲50%以上>

個人事業主 50万円

法人

年間売上高1億円以下 100万円

年間売上高1億円超～5億円以下 150万円

年間売上高5億円超 250万円

<売上高減少率 ▲30%以上50%未満>

個人事業主 30万円

法人

年間売上高1億円以下 60万円

年間売上高1億円超～5億円以下 90万円

年間売上高5億円超 150万円

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少している必要があります。

【需要の減少による影響】

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

【供給の制約による影響】

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

給付対象外の例

- ①対象月の売上が30%以上減少していても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合など、**給付要件を満たさなければ給付対象外**です。
- ②事業復活支援金の給付通知を受け取った方は、再度申請いただくことはできません。
- ③持続化給付金、家賃支援金、一時支援金又は月次支援金で**不正受給**を行った者については、**事業復活支援金の申請・給付を行う資格はありません**。
- ④公共法人・風営法上の性風俗関連特殊営業と

して届出義務のある者、政治団体、宗教法人は給付対象外です。

- ⑤その他、事業復活支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される場合は不給付となる可能性があります。

【申請サポート会場】

電子申請の方法がわからない方や難しい方を対象に、**申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを実施**します。(全ての都道府県に設置：全国64会場)

ご利用の主な流れ

- ①申請IDの発行
※事務局HPまたはコールセンターへのお問合せにて発行可能
- ②登録確認機関による事前確認
※事前確認が完了していない場合、申請内容を入力することができませんのでご注意ください
- ③申請サポート会場の来訪予約
※事務局HPまたはコールセンターにて予約可能。
- ④申請書類の準備
- ⑤申請補助シートの作成
※事務局HPからダウンロード・印刷することができます。
※事前に作成することが難しい場合は、申請サポート会場にて申請補助シート記入をサポートします。
- ⑥会場来訪(全国64会場)
※原則、申請者本人がご来場ください。
- ⑦本人確認
- ⑧補助員が電子申請の入力をサポート
- ⑨申請

【お問い合わせ先】

(申請者専用)

●TEL：0120-789-140

●IP電話等からのお問い合わせ先：

03-6834-7593

詳細につきましては、事業復活支援金事務局のHPをご覧ください。

岐阜県商店街だよりは、岐阜県からの補助金を受けています。